

少年の刑事事件に関する送致手続の特例に関する件について

(平成17年8月19日例規少第46号)

犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第214条第1項の規定に基づき、静岡地方検察庁検事正からの通知により様式を定めたものである。